

国家戦略特別区域基本方針の一部変更について

～ 閣議決定 ～

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）を踏まえ、国家戦略特区利子補給制度の対象事業者の要件を緩和します。

- 「総合経済対策」において、国家戦略特区利子補給制度の対象事業者の要件を緩和することとされました。

【総合経済対策一抜粋】

国家戦略特区で認定を受けた事業者が金融機関から低利融資を受けることができる利子補給制度について、対象事業者に係る要件を緩和する〔脚注〕。

〔脚注〕 対象事業分野を拡大し（医療、国際、農林水産分野等のみから、地方創生に資する他の分野にも拡大）、その事業者の規模要件を付さない（ベンチャー・中小企業等に限定しない。）。

- これを踏まえ、同制度の対象事業者の規模要件の制約をなくすとともに、特定事業に限定されていた事業範囲も地域の実情に応じ地方創生に資する幅広い事業を対象にできるように見直し（「国家戦略特別区域基本方針」の一部変更）を行うこととし、国家戦略特別区域諮問会議（令和 6 年 12 月 24 日）において了承を得た上、本日、当該変更について閣議決定されました。
- この基本方針の変更は、今後、関連の内閣府令や交付要綱を改正の上、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

【添付資料】

～ 令和 6 年 12 月 24 日国家戦略特別区域諮問会議、資料 4 より抜粋 ～

- 別添 1 : 国家戦略特別区域基本方針の一部変更（閣議決定）案について
- 別添 2 : 国家戦略特区利子補給制度に係る要件緩和

以上

国家戦略特別区域基本方針の一部変更（閣議決定）案について

現状

第六 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

2. 金融上の支援措置

① 国家戦略特区支援利子補給金の趣旨及び概要

我が国の経済成長のためには、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業が必要である。国家戦略特区支援利子補給金制度は、このような事業を行うものの資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援することで、イノベーションの連鎖を促し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ることを目的としたものである。

法第 28 条第 1 項により、政府は、認定区域計画に定められている法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する事業を行うベンチャー企業等が、当該事業を内閣総理大臣が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）からの資金の借入れを受けて実施する場合に、当該指定金融機関と国家戦略特区支援利子補給金を支給する契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、国家戦略特区支援利子補給金を支給することとする。

国家戦略特区支援利子補給金の支給率は、貸付残高に対して、内閣総理大臣の定める利率とし、支給期間は認定区域計画に記載された事業に対して、指定金融機関が資金の貸付を最初に行った日から起算して 5 年間とする。

なお、国家戦略特区支援利子補給金の対象事業は、地方公共団体の関与等により、真に必要な事業に絞り込むこととし、その事業内容については、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づき、法施行後 3 年以内に必要な措置を講ずる。

一部変更案

（略）

① 規模要件に係る記載を変更

我が国の経済成長のためには、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業が必要である。国家戦略特区支援利子補給金制度は、このような事業を行うものの資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者このような事業を行う事業者を支援することで、イノベーションの連鎖を促し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ることを目的としたものである。

法第 28 条第 1 項により、政府は、認定区域計画に定められている法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する事業を行うベンチャー企業等事業者が、当該事業を内閣総理大臣が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）からの資金の借入れを受けて実施する場合に、当該指定金融機関と国家戦略特区支援利子補給金を支給する契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、国家戦略特区支援利子補給金を支給することとする。

（略）

② 対象・評価に関する見直し

なお、国家戦略特区支援利子補給金の対象事業は、地方公共団体の関与等により、真に必要な事業に絞り込む必要な事業を支援することとし、その事業内容については、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づき、法施行後 3 年以内に毎年度の各区域の評価等を踏まえ、必要な措置を講ずる。

国家戦略特区利子補給制度に係る要件緩和

■対象主体（規模）

ベンチャー・中小事業者

■対象事業

3分野の（医療／農林水産／国際等）の特定の事業で各特区の区域計画に定める事業

税制支援【課税の特例措置】

金融支援【利子補給金】

引き続き重点支援



制度創設から10年

- 我が国を取り巻く国際経済環境の変化
その他の経済社会情勢の変化 へ対応
- 3分野以外の様々な事業（観光／環境／交通／情報通信／福祉／子育て支援／防災など）について、各特区の区域計画に定められてきた実績

見直し（要件緩和）

■対象主体（規模）

規模の制約なし

変更

特区基本方針（閣議決定）

内閣府令／要綱

■対象事業

3分野の特定の事業以外も地域の実情に応じ以下を満たす事業を幅広く対象化（“絞り込み”要件削除）

- 先進的・革新的な事業 &
- 官民金等地域の関係者が連携した戦略的継続性の認められる事業

金融支援【利子補給金】

新たな地域の実績を幅広く後押し

新たに支援